

2025 年 9 月

受益者の皆様へ

東京海上アセットマネジメント株式会社

信託終了（繰上償還）に関する書面決議手続きのお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では、以下の追加型証券投資信託（以下、「当ファンド」といいます。）につきまして、下記の通り、繰上償還を行う予定ですのでお知らせ申し上げます。

この繰上償還につきましては、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、当ファンドにおいて書面による決議（以下、「書面決議」といいます。）を経て実施いたします。

受益者の皆様におかれましては、本書面および「書面決議参考書類」をご確認いただき、当ファンドの繰上償還に関する賛否および必要事項を「議決権行使書面」にご記入のうえ、弊社までご郵送くださいますようお願い申し上げます。

なお、「議決権行使書面」をご返送いただかない場合は賛成するものとみなされます。したがって、当ファンドの繰上償還にご賛成いただける場合、特に必要なお手続きはございません。

今般の手続きにつきまして、ご理解賜りますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 繰上償還の対象となる投資信託の名称

東京海上・アジア中小型成長株ファンド

2. 繰上償還の理由

当ファンドにつきましては、投資信託約款において、受益権の総口数が 10 億口を下回った場合には、書面決議の可決をもって、受託会社と合意のうえ、繰上償還させることができると規定しています。

当ファンドは 2009 年 11 月 26 日の設定以来、運用を行ってまいりましたが、純資産総額が著しく減少し、現在、受益権の総口数は 10 億口を下回っております。

当ファンドはアジア諸国・地域への分散投資を行っておりますが、ファンド運用において純資産総額の大小にかかわらず売買執行時においても 1 取引あたりの金額に拠らず固定費用（証券の保管にかかる費用や銀行手数料等）が発生します。そのため、純資産総額が継続的に減少する中、今後更なる残高減少があった場合に、1 取引あたりの金額が小さくなる一方、これらの固定的なコストの負担率が上昇し、総経費率を押し上げパフォーマンスへの悪影響を及ぼすことが懸念されます。

また、当ファンドは、アジア諸国・地域の中小型株式に分散投資を行っており、現在 80 銘柄程度に投資を行っております。純資産総額の減少に伴い、1 銘柄あたりの保有金額も少なくなっており、各銘柄の最低取引単位や取引コストを考慮すると当社が想定する組入比率でのポートフォリオ構築にも支障をきたす可能性がございます。

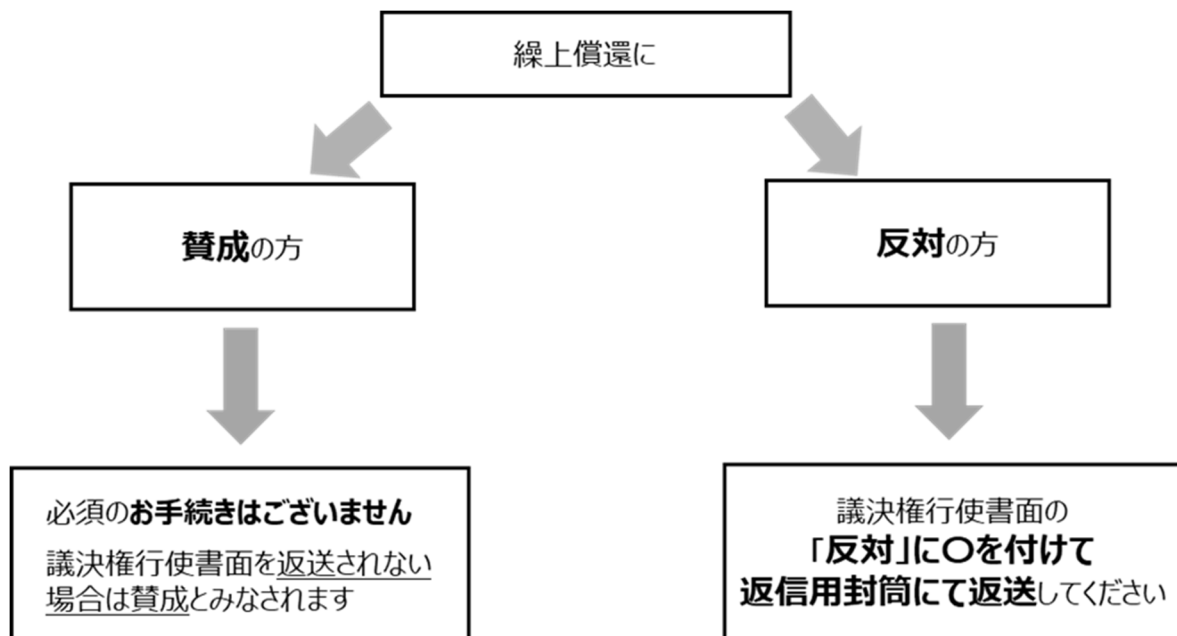
今後も当ファンドの純資産総額の大幅な増加は見込み難しく、商品性の維持が困難な状況になることが懸念されております。適切な商品提供を行うための取組みを強化する中で、商品品質の観点で適切性を検証し、繰上償還を行うことが受益者の皆様にとって有利であると判断いたしました。

3. 繰上償還にかかる書面決議の日程

受益者の確定日	2025 年 9 月 25 日（木）
書面決議にかかる議決権行使期限	2025 年 10 月 27 日（月）まで
書面決議の日	2025 年 10 月 29 日（水）
繰上償還日（予定）	2025 年 12 月 23 日（火）

4. 書面決議の手続きについて

書面決議において議決権を行使できる受益者の方は、2025 年 9 月 25 日（木）現在の当ファンドの受益者となります。該当する受益者の方は、「議決権行使書面」をもって議決権を行使することができます。当ファンドの繰上償還に反対の受益者の方は、同封の「議決権行使書面」に必要事項をご記入のうえ、返信用封筒にて弊社までご郵送ください。2025 年 10 月 27 日（月）弊社到着分までを有効とさせていただきます。



【ご注意事項】

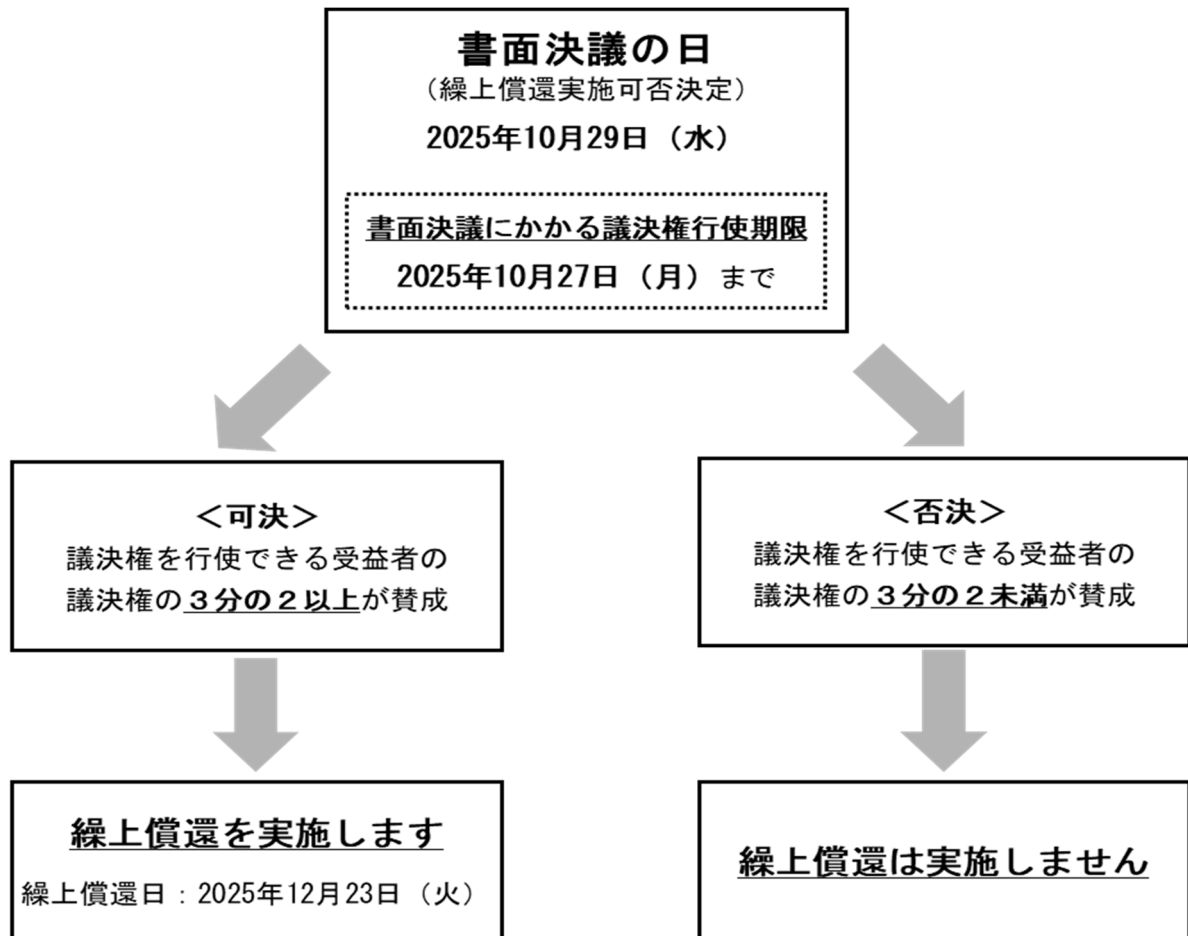
- * 議決権を行使されない場合は、賛成するものとみなします。（議決権行使書面の指定された欄に賛否の表示がない場合、書面決議にかかる議決権行使の期限までに書面が到着しない場合も賛成するものとみなします。）したがって、賛成される場合、議決権行使書面を郵送いただく必要はございません。
- * 同一の受益者の方が、重複して議決権を行使された場合で、議決権の行使の内容が異なる場合は、全ての議決権が無効となりますのでご了承ください。
- * 書面決議を行うにあたり、上記のお客様に関する情報を販売会社および弊社が共有することにご同意いただいたものとさせていただきます。

～個人情報の取扱いについて～

お預かりいたしました個人情報は、繰上償還の実施の判断および議決権行使にかかるご本人確認のみに使用いたします。弊社では、ご本人の承諾がない限り、お預かりいたしました個人情報を上記以外の目的に使用すること、また、販売会社以外の第三者に開示・提供することはありません（法令により開示を求められた場合を除きます）。

5. 書面決議の結果について

繰上償還にかかる書面決議の結果は、書面決議終了後、速やかに弊社ホームページ (<https://www.tokiomarineam.co.jp/>) 等にてお知らせいたします。



※当ファンドは、繰上償還が決定された場合でも、受益者が換金（解約）のお申込みを行ったときは、弊社が信託契約の一部の解約をすることによりお申込みに応じ、公正な価格により解約代金が支払われます。そのため、当ファンドの約款第47条の規定に基づき、本議案に反対された受益者が受託会社に対して受益権の買取請求を行うことはできません。

【ご注意事項】

書面決議の結果、否決された場合はファンドの運用を継続することになります。

当ファンドのアジアの中小型株式等の運用と企業調査は、「東京海上アセットマネジメント・インターナショナル」（以下、「シンガポール拠点」といいます。）が行っております。

2025年12月31日より、シンガポール拠点が担うアジア株運用業務を東京本社へ移管いたします。

そのため、2025年12月31日以降の当ファンドのアジアの中小型株式等の運用と企業調査は、東京本社のグローバル株式運用グループが行います。なお、シンガポール拠点は、引き続き、アジア地域のミクロ・マクロ経済調査やクオオンツを活用した投資サポートを東京本社に提供する形で運用に関与いたします。

本件に関するお問合せ：東京海上アセットマネジメント株式会社 サービスデスク
フリーダイヤル：0120-712-016（土日祝日・年末年始を除く9時～17時）

以上